



# 長野県報

7月1日(金)  
平成23年  
(2011年)  
号外

## 目次

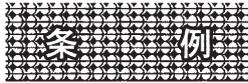
### 条例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課) ..... 1

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、心身障害者多数雇用事業所が助成金の支給を受けて取得した事業用家屋に係る不動産取得税の減額措置について、対象となる助成金の範囲を見直した上、適用期限を平成25年3月31日(現行平成23年6月30日)まで延長するほか、不動産取得税の減額及び納税義務の免除の措置に関し、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年7月1日

長野県知事 阿部守一

### 長野県条例第24号

#### 長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

目次中「第40条の16」を「第40条の15」に改める。

第40条の12の4の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第1項から第6項までを削り、同条第7項中「再開発会社が、」を「都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の2第3項に規定する再開発会社(以下この条において「再開発会社」という。)が、同法第2条第1号に規定する」に、「の施行に伴い都市再開発法」を「(以下この条において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い同法」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第8項中「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の17」を「建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法(昭和44年法律第38号)第118条の17」に改め、同項を同条第2項とし、同条第9項及び第10項を削る。

第40条の12の5を削る。

第40条の12の6第1項中「及び次条」を削り、「第39条の6」を「第39条の5」に、「第39条の7」を「第39条の6」に改め、同条を第40条の12の5とする。

第40条の12の7の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第1項中「第39条の7の2」を「第39条の7」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「又は農地保有合理化法人等が前項の換地を取得した場合」を削り、「又は農地保有合理化法人等」とを「と」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第40条の12の6とする。

第40条の13及び第40条の13の2を削り、第40条の14を第40条の13とし、第40条の15を第40条の14とし、第40条の16を第40条の15とする。

附則第14条第2項中「、第3項若しくは第5項」を「若しくは第3項」に改める。

附則第16条第1項中「助成金」を「助成金その他これに類するもの」として施行規則附則第3条の2の19に規定するもの」に、「平成元年4月1日から平成23年6月30日」を「平成23年7月1日から平成25年3月31日」に改め、同条第2項の表中「日本障害者雇用促進協会」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構等」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「次の表の左欄に掲げる計画(当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成21年法律第29号)の施行の日から平成23年6月30日)を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画(当該計画に係る同法第39条の2第1項の規定による認定(同法第39条の3第1項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。))が平成23年7月1日から平成24年3月31日」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「若しくは資産の譲渡(」を「又は資産の譲渡(」に、「附則第3条の2の21」を「附則第3条の2の20」に、「同表の右欄に掲げる者又は同表の左欄に掲げる計画(同表の第2号及び第5号の左欄に掲げる計

画を除く。)に従って同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第39条の3第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「附則第9条の3第1項」を「附則第9条の2第1項」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第39条の2第1項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第3項とし、同条第6項中「、第40条の10、第40条の11及び第40条の12」を「及び第40条の10から第40条の12まで」に改め、同項の表中

「**附則第16条第5項**」を

「**附則第16条第3項**」に、「附則第9条の3第2項」を「附則第9条の2第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第3項中「若しくは」を「又は」に改め、「、附則第16条第3項第1号に規定する入会林野整備の対象となった土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第2号に規定する旧慣使用林野整備の対象となった土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は附則第16条第3項」を削る。

附則第16条の3中「又は附則第16条第3項」及び「、附則第16条第3項」を削る。

附則第24条第2項中「第4項」を「次項」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する規定の適用)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の長野県県税条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の長野県県税条例附則第16条第5項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の左欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の右欄に掲げる者又は当該計画(同表の第2号の左欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

税 務 課